

(別紙3)

## 七飯町集出荷予冷施設管理運営に係る経費等について

七飯町集出荷予冷施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務に係る経費等については、指定管理者公募要項に定めるほか、本項によるものとします。

### 1 収入項目（管理業務）

#### (1) 指定管理料

町は施設の管理運営に係る指定管理料の負担はしません。

#### (2) 施設利用料

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用するので、利用者が支払う施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができます。

#### (3) 雑収入

預貯金の利息等を計上します。

### 2 支出項目（管理業務）

#### (1) 人件費

管理業務に係る人件費について、ただし、同一人が管理業務と自主事業を兼ねる場合においては、管理業務のみに対する人件費を計上してください。

#### (2) 消耗品費

管理業務に係る1回又は短期間の使用によって消費される事務用及びその他消耗品費のほか、コピー料金等を計上してください。

#### (3) 光熱水費

管理業務に係る電気、ガス及び水道等の光熱水費の全額を計上してください。

#### (4) 修繕費

修繕金額については、指定管理者の自己の費用で実施することとしていますので、所要額を計上してください。

#### (5) 通信運搬費

管理業務に係る郵送料、電話及びファクシミリのほか、必要な費用を計上してください。

#### (6) 委託料

別紙2「七飯町集出荷予冷施設指定管理の係る仕様等について」に定める業務について、施設内作業や警備及び保守点検等業務の一部を第三者に再委託する場合は、本項に計上してください。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に町の承認を得るものとします。

委託をする場合の考え方は次のとおりとします。

##### ① 施設内作業等

・施設内作業等に係る費用を計上してください。

##### ② 清掃

・日常清掃及び定期清掃に要する費用を計上してください。

##### ③ 警備

・警備に要する費用を計上してください。

##### ④ 駐車場（トレーラ等待避場、パレット保管スペース、作業員駐車場等）管理

・駐車場管理に係る費用として、除雪費、排雪費、外灯電気料及び調整池管理費（草刈・

剪定)を計上してください。

⑤ 定期点検・保守点検

・設備等に係る定期点検・保守点検に要する費用を計上してください。

⑥ 消防設備

・消防法第17条の3の3に定める消防用設備等の保守点検(総合点検、機能点検)の費用を計上してください。

⑦ 浄化槽

・浄化槽法に定める浄化槽の定期検査及び清掃の費用を計上してください。

⑧ その他

・外構草刈・剪定等その他必要に応じて費用を計上してください。

(7) 使用料及び賃借料

管理業務に係る備品、リース料等を計上してください。

(8) 手数料

管理業務に係るごみ処分手数料等を計上してください。

(9) 保険料

管理業務に係る損害保険料等を計上してください。

(10) 租税公課

委託事業に係る事業税を計上してください。

(11) 備品購入費

管理業務に係る備品購入費を計上してください。

(12) その他

その他支出に関する経費等を計上してください。

### 3 町へ納める新野菜広域流通施設整備費用負担金

(1) 納付

指定管理者は、会計年度毎に新野菜広域流通施設整備費用負担金(以下、費用負担金という。)として町に納付することとします。

なお、納付する額については、町と指定管理者と協議の上、年度毎に協定書に定めることとします。

なお、会計年度毎の費用負担金の詳細については、お問合せください。

### 4 収入項目(自主事業)

(1) 事業収入

事業収入について、各区分毎に計上してください。

(2) その他(自主事業収入)

指定管理者が自ら企画・実施する各種事業収入等については、指定管理者の収入とします。

### 5 支出項目(自主事業)

(1) 人件費

自主事業に係る人件費を計上してください。

(2) 消耗品費

自主事業に係る1回又は短期間の使用によって消費される事務用及びその他消耗品

費のほか、コピー料金等を計上してください。

**(3) 材料費**

自主事業に係る飲食、地場産品の材料費（仕入れ等）を計上してください。

**(4) 光熱水費**

自主事業に係る電気、ガス及び水道等の光熱水費を計上してください。

**(5) 修繕費**

自主事業に係る備品等の修繕費を計上してください。

**(6) 通信運搬費**

自主事業に係る郵送料、電話及びファクシミリ等を計上してください。

**(7) 委託料**

必要に応じて費用を計上してください。

**(8) 使用料及び賃借料**

自主事業に係る備品等を計上してください。

**(9) 旅費**

必要に応じて計上してください。

**(10) 広告宣伝費**

自主事業に係る新聞広告等について、必要な経費を計上してください。

**(11) 手数料**

自主事業に係るごみ処分手数料等を計上してください。

**(12) 保険料**

自主事業に係る各種保険料等を計上してください。

**(13) 租税公課**

自主事業に係る各種税を計上してください。

**(14) その他**

その他支出に関する経費等を計上してください。